

内部通報制度（外部相談窓口）について

本財団の職員、本財団と取引を行っている事業者から、法令違反や職場環境を害する行為があった場合、通報・相談窓口はその旨を通報することが出来る制度です。

通報の処理にあたっては、通報者の秘密を守りながら必要な調査を行うとともに、是正・再発防止を行うことで、組織の自浄作用の向上を図ります。

〔内部通報の対象行為等〕

① 通報・相談ができる方

本財団の職員（退職者含む）・本財団との契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者

② 内部通報の対象となる行為

法令や遵守すべき規則等又は職務上の命令に違反する行為

〔具体例〕 談合・収賄、手当の不正受給、パワハラ、セクハラ等

③ 放置しておくことにより、②の行為につながるおそれのある行為

〔通報・相談先等〕

① 内部通報の通報・相談先となる「内部通報・外部相談窓口」は外部の弁護士が対応します。

② 匿名での通報・相談も可能です。

③ 通報・相談したことによる不利益取扱は受けません。

不利益取扱を受けたときは、是正を申し出ることが出来ます。

〔通報・相談窓口〕

D T 弁護士法人 横手 章吾 弁護士、高橋 惇子 弁護士

電 話 03-6870-3300（平日10:00～17:00）

メー ル koeki@tohatsu.co.jp

郵 送 〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル9階

DT 弁護士法人

※通報・相談の流れ等につきましては、資料の内部通報窓口で確認ください。

資料：内部通報窓口(次頁のとおり)

内部通報窓口制度のお知らせ

職場での悩みごと、一人で抱え込んでいませんか？



不正行為



セクハラ



パワハラ

一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団では、通報・相談の通報窓口として、外部窓口と内部窓口を設置しています。

こんな場合に通報・相談してください

全ての職員と取引事業者が利用できます

全ての本財団の職員（役員、職員、嘱託職員、神戸市からの派遣職員、アルバイトなど、雇用形態は問いません。）、派遣労働者、退職者（退職1年以内）、本財団と取引を行っている事業者からの通報・相談を受付けます。

法令や内部規程に違反する行為、職場環境を害する行為が対象です

本財団の事務や事業のうち、団体の内部規律の維持や社会的評価に悪影響を与える問題があるもの全般が通報・相談の対象です。

（具体的には、談合、収賄等の犯罪や、手当の不正受給、職務外での個人情報閲覧、パワハラ、セクハラ、その他法令や内部規程（就業規則等）、コンプライ